

国の動向

平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行

入契法と建設業も一体改正

平成26年9月30日 品確法基本方針 改正閣議決定

平成27年1月30日 品確法運用指針 策定

平成27年5月15日
公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン
作成

北海道の対応(予定)

平成26年10月29日 北海道建設業審議会

取組方針の見直しに係る部会の設置が了承（品確法取組方針等検討専門委員会）

< 3月18日(水) >

第1回 専門委員会

(現行の取組方針について、新たな構成案の提示、平成27年度取組説明)

< 5月28日(木) >

第2回 専門委員会

(見直し骨子案の提示)

第3回 専門委員会

(見直し素案の提示)

意見聴取等

第4回 専門委員会

(見直し原案の提示)

北海道建設業審議会 報告(H27秋頃目途)

主な意見等

適正な利潤を確保するための予定価格設定、債務負担行為の活用など「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に反映することが重要

設計・調査における多様な発注方式について、地域の実情等を踏まえることが必要

市町村への支援がポイント、建設技術センター等外部機関の活用が重要

宿題事項

1 市町村への支援について

市町村への支援について、「道の技術系研修会」や「道の工事完成検査」への立会等の数値的なものを示してほしい。

2 ダンピング受注について

ダンピング受注の防止とあるが、ダンピングで受注した契約実績はあるのでしょうか。

3 調査・設計における契約方法について

一般競争やプロポーザル方式の一部実施とあるが、どのような業務分野で実施しているのか示してほしい。

これまでの市町村支援の実施状況について

1 市町村職員の「道の技術系研修会」への受け入れ

《建設部及び水産林務部の技術系研修における受け入れ状況》
過去3年間の市町村職員の受入人数

年度	土木系	建築系	林務系	合計
24	325	97	31	453
25	352	102	205	659
26	362	194	174	730

主な研修と参加人数（H26）

（1は隔年開催のため「H25」）

- ・技術職員専門研修（新規採用）・・・40人
- ・技術職員専門研修（中堅技術）・・・18人 1
- ・建設技術職員専門研修・・・54人
- ・土木工事設計積算電算システム研修・・・36人
- ・建築技術研修・・・144人
- ・路網整備技術者研修会・・・76人

2 市町村職員の「道の工事完成検査」への臨場立会

《建設部が施行する土木工事、建築工事における工事完成検査への臨場立会状況》

年度	実施工事数	参加市町村数	参加人数	備考
H18	21	34	43	土木工事での臨場制度開始
H19	13	18	26	
H20	4	4	8	
H21	7	10	17	建築工事での臨場制度開始
H22	5	7	13	

年度	実施工事数	参加市町村数	参加人数	備考
H23	6	23	33	
H24	3	4	6	
H25	1	2	3	
H26	9	21	40	臨場制度一部改定

H26までに91市町村が臨場（のべ123市町村 189人）

3 総合評価落札方式に係る支援

《総合評価落札方式の技術審査員として道の職員を派遣》

市町村名	派遣者（職名）	市町村名	派遣者（職名）
石狩市	札幌建設管理部当別出張所長	七飯町	函館建設管理部事業課長
江別市	札幌建設管理部当別出張所長	鷹栖町	旭川建設管理部地域調整課長
北広島市	札幌建設管理部千歳出張所長	豊富町	稚内建設管理部建設指導課長
函館市	函館建設管理部事業課長	帯広市	帯広建設管理部事業課長
北斗市	函館建設管理部事業課長	根室市	釧路建設管理部根室出張所長

《総合評価落札方式の導入説明会の実施状況》

H17～H25 71回の会議等において導入の説明を実施
＜H26の実施状況＞

北海道公共工事契約事務連絡協議会(8/26)
参加市町村数 68市町村 参加者数 69名

全道公共工事審査・検査担当者会議(8/28)
参加市数 23市 参加者数 31名

委託業務における契約状況

1 一般競争入札（地域限定型含む）

（実施件数）

部局	H 2 4	H 2 5	H 2 6
建設部	45	19	13
農政部	55	51	36
水産林務部	2	0	0
計	102	70	49

< 主な業務内容 >

- ・ 簡易な測量
- ・ 保守点検
- ・ 物価調査 等

2 プロポーザル方式

（実施件数）

部局	H 2 4	H 2 5	H 2 6
建設部	14	14	6
農政部	61	60	56
水産林務部	0	0	0
計	62	74	62

[参考]

部局	H 2 5
総合政策部	14

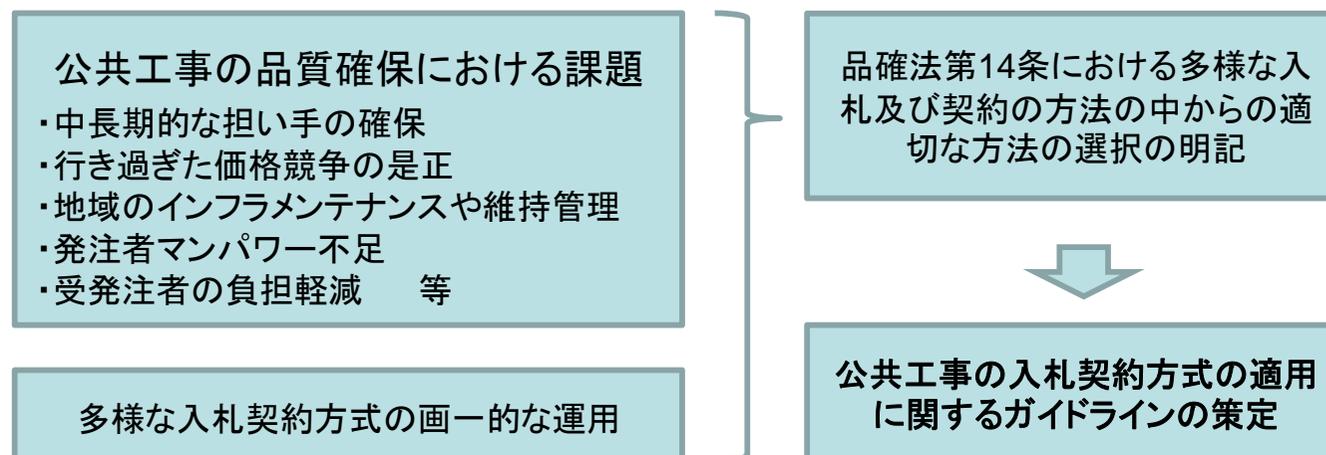
< 主な業務内容 >

- ・ 農業農村整備事業の計画策定に係る技術資料作成
- ・ 道営住宅の基本計画
- ・ 航空ネットワーク需要拡大調査 等

公共工事の入札契約方式の適用 に関するガイドライン(案)

1. ガイドラインの位置づけ

- ・現在、中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナンスや維持管理、発注者マンパワー不足、受発注者の負担軽減等の課題が顕在化しているなかで、多様な入札契約方式の中から最も適切な入札契約方式が選択されることが必要。
- ・一方で、公共工事において適用される入札契約制度は多様であり、入札方式や契約方式など様々な組合せがあるが、その運用が画一的となっている状況。
- ・品確法の第十四条において、新たに「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」と明記。
- ・改正法の基本理念の実現に資するため、多様な入札契約方式の導入・活用が図られるよう本ガイドラインを策定。
- ・本ガイドラインは、ガイドライン策定時点における各入札契約方式の活用状況等を踏まえたものであり、各入札契約方式の活用状況や社会情勢の変化等に合わせて適宜、見直しを図る。



2. ガイドラインの構成

- ・ガイドラインは、本編と事例編の2編から構成される。
- ・本編は、入札契約方式の選択にあたっての時期、その全体像、考慮事項など入札契約方式の選択に係わる基本的な考え方を解説
- ・事例編は、各方式に活用事例について方式を活用した背景、活用の効果から適用事例を検索できるように事例を紹介

【本編】

・ガイドラインの位置づけ	
・入札契約方式の選択にあたっての基本的な考え方	
2.1 事業プロセスにおける入札契約方式の選択時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札契約方式の選定期間 ● 発注者の経験と体制 ● 入札契約方式の全体像 ● 入札契約方式選択に考慮する事項
2.2 発注者における発注経験と体制	
2.3 調査及び設計業務の調達	
2.4 工事の調達	
・入札契約方式の概要及び選択の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 各入札契約方式について方式の概要、特徴、適用に当たっての留意点、適用事例 ● 契約方式 ● 競争参加者の設定方法 ● 落札者の選定方法 ● 支払方式
3.1 契約方式	
3.2 競争参加者の設定方法	
3.3 落札者の選定方法	
3.4 支払い方式	

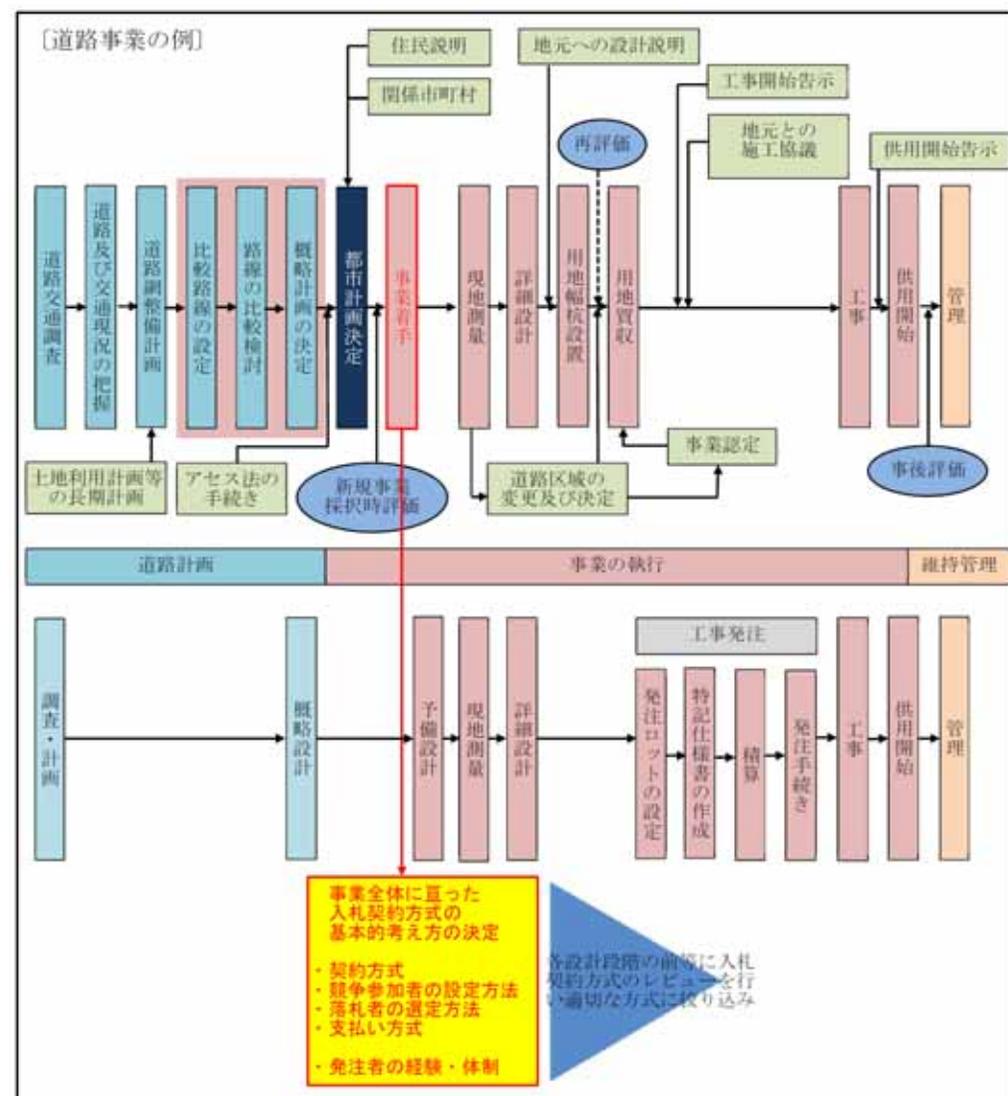
【事例編】

・適用の背景に応じた入札契約方式の活用の事例	● 各入札契約方式の適用の背景に応じた各方式の紹介
・入札契約方式の適用により得られた効果の事例	● 各入札契約方式を適用した効果に応じた各方式の紹介
・多様な入札契約方式の活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 各入札契約方式の活用事例として、全13方式、21事例について紹介 ● 工事の品質確保とその担い手の育成・確保に資する入札契約方式の活用の事例として、全9方式、13事例について紹介
6.1 各入札契約方式の活用事例	
6.2 工物品質確保とその担い手の育成・確保に資する入札契約方式の活用事例	
・巻末資料	
7.1 参考資料一覧	
7.2 国土交通省における相談窓口	

・ガイドラインでは、**事業の開始から終了まで**に行われる調査・設計や工事の調達に関する入札契約方式の選択に関して、工事に関する事項を中心にその基本的な考え方等を示している。

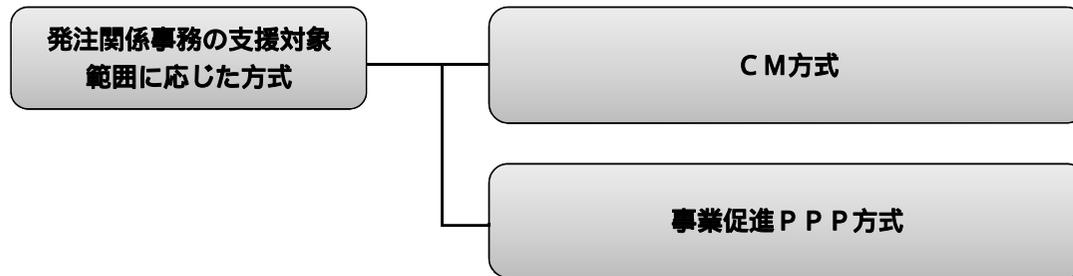
・事業プロセスの中で、入札契約方式(契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式)について、**事業の開始段階から調査・設計や工事の調達にどのような方式を適用するのがよいかを**考えることが望ましいという点を記載。

・一度選択した入札契約方式に関して、設計段階、工事発注手続等の各段階で、**適宜、適用する入札契約方式の見直し(Review)**を行う必要があることを記載



4. 発注者における発注経験と体制【本編 2.2】

- ・入札契約方式の選択に際しては、選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要等があることから、**発注者のこれまでの発注経験(実績)や体制も考慮して選択**することを記載。
- ・さらに、発注者のこれまでの発注経験や体制について、事業を実施する上での課題等と合わせて検討し、**必要に応じて発注者の支援に係わる方式(CM方式、事業促進PPP方式等)の活用も考える**ことを記載。

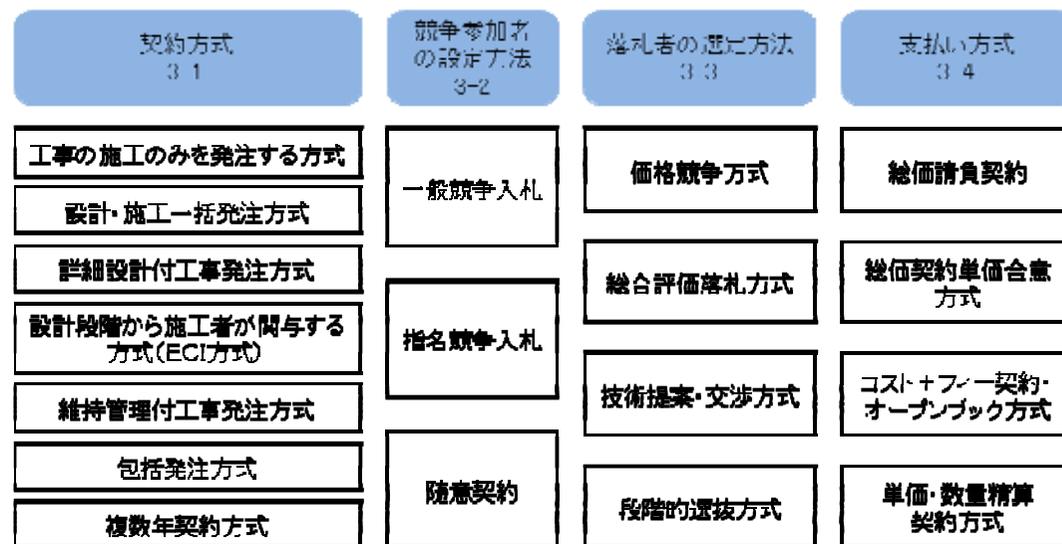


CM方式	事業促進PPP方式
対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式	調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式(事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式)

- ・調査及び計画業務の調達及び工事の調達において活用される入札契約方式は、「**契約方式**」、「**競争参加者の設定方法**」、「**落札者の選定方法**」、「**支払い方式**」で構成されることを記載。
- ・工事の調達では、契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式が下図のように整理され、方式毎にそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、**工事の性格や地域の実情等に応じて、適切な方式を選択し、組み合わせて適用すること**を記載。

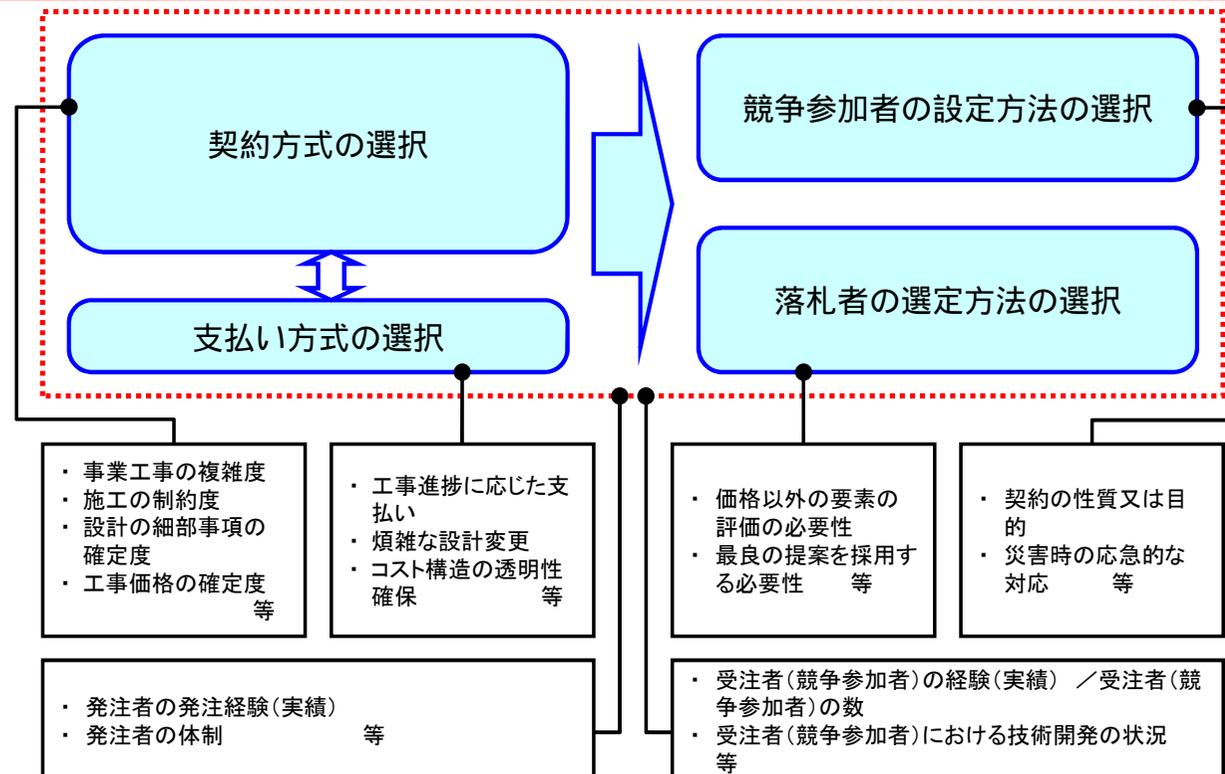
方式・方法	定義
契約方式	契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法
競争参加者の設定方法	契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法
落札者の選定方法	契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法
支払い方式	業務及び施工の対価を支払う方法

【工事調達の例】



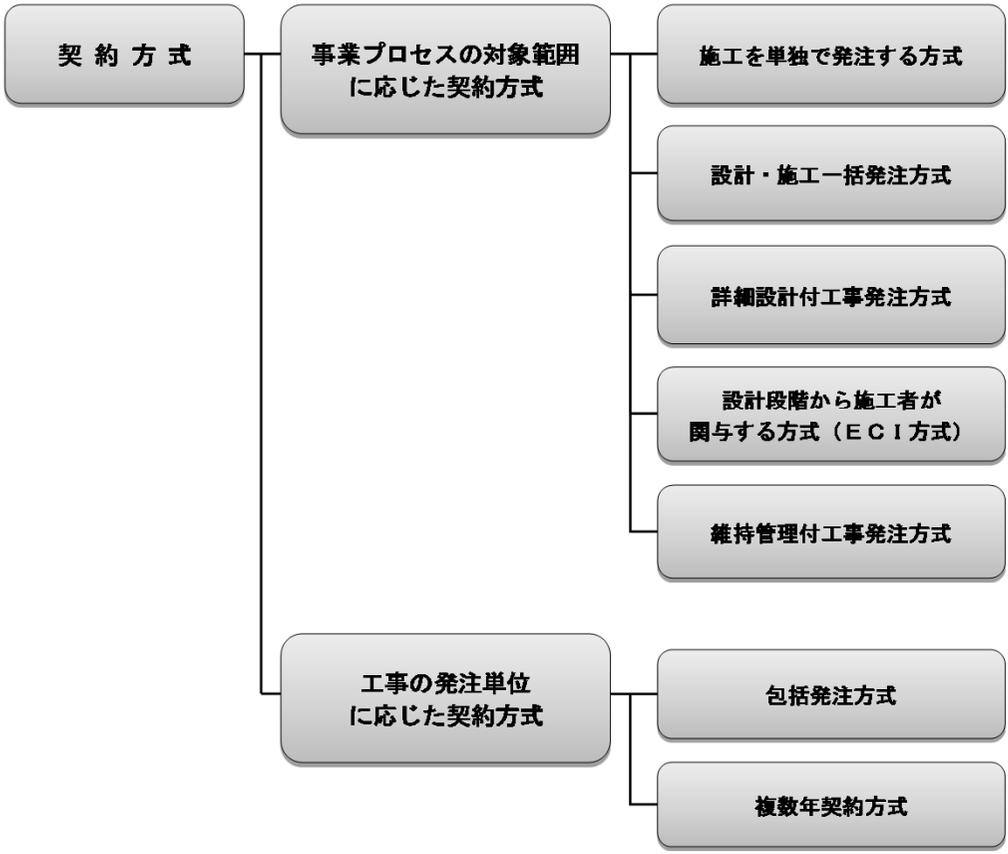
6 . 入札契約方式の選択時に考慮する事項【本編 . 2.4】

- ・入札契約方式の選択において発注者は、**事業・工事の特性や地域の実情等を含めて種々の事項を考慮し、契約方式、支払い方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法の最も適切な組合せを選定することが重要。**
- ・**入札契約方式の選択は大きくは2段階で実施**することを記載。
- ・**まず、何を調達するか(調達範囲を設定する「契約方式」)**を検討・選択し、選択した契約方式の支払いに関する条件を設定する中で「支払い方式」を合わせて検討・選択することを記載。
- ・次に、**選択した契約方式に適した契約の相手方を決定するための方法(競争参加者の設定方法、落札者の選定方法)**を考慮して検討・選択することを記載。
- ・入札契約方式の選択にあたっては、**発注者の経験(実績)や体制及び受注者の状況**も考慮し、必要に応じて外部からの発注者支援の活用も考慮することを記載。



- ・入札契約方式(契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式)の**主な方式の全体を記載**。
- ・**選択にあたっての考慮事項を記載**。

【工事調達の契約方式の例】



【選択にあたっての考慮事項(工事調達の契約方式の例)】

事業・工事の複雑度	<ul style="list-style-type: none"> 事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか等 民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか等
施工の制約度	<ul style="list-style-type: none"> 施工困難な場所、工期及びその他の要因(コスト、損傷内容・程度等)に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか等 施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか等
設計の細部事項の確定度	<ul style="list-style-type: none"> 施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか等
工事価格の確定度	<ul style="list-style-type: none"> 現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか等
その他発注者の体制・工事の性格等	<ul style="list-style-type: none"> 選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験(実績)や体制を考慮したか 設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性格、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に配慮したか

8. 方式の概要【本編 3.1 - 3.4】

・入札契約方式(契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式)の各方式について、**方式の概要、方式の特徴、適用にあたっての留意点、及び必要に応じて適用事例**を記載。

【契約方式の中の設計・施工一括発注方式／詳細設計付工事発注方式の例】

設計・施工一括発注方式／詳細設計付工事発注方式

方式の概要

「設計・施工一括発注方式」とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）

この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



図 3-4 設計・施工一括発注方式の適用事業段階（イメージ）

「詳細設計付工事発注方式」とは、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。

発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、構造物の製作・施工を行うための設計を行う段階（下図の例では詳細設計段階）となる。



図 3-5 詳細設計付工事発注方式の適用事業段階（イメージ）

方式の特徴

(1) 適用

- 施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式である。
- 設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。

(2) 効果等

- 設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されることが期待できる。
- 設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術導入の促進が期待できる。
- 技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
- 設計の全部又は一部と施工を同一の者が実施するため、当該設計と施工に関する責任の所在を一元化できる。

適用にあたっての留意点

- 設計と施工を分離して発注した場合と比べて、設計者や発注者のチェック機能が働かにくく施工者側に偏った設計となる可能性がある点に留意する必要がある。
- 契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、発注者のコストに対する負担意識がなくなり、受注者側に過度な負担が生じることがある点に留意する必要がある。
- 発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に対する責任が果たせなくなる点に留意する必要がある。
- 提案された技術の対象構造物への適用に関して、その確実性、成立性等については、発注者が審査・評価を行う必要がある点に留意する必要がある。

【設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用により考えらえるメリット・デメリット】

【メリット】

- 効率的・合理的な設計・施工の実施
 - ・ 設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
 - ・ 設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。
- 工事品質の一層の向上
 - ・ 設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする

9. 事例の整理【事例編 . . .】

方式を選択した際の背景(事業・工事の制約条件について、確立された標準的施工方法では対応できないと考えられる。等)から、その背景の基で選択された方式がどの方式であるかを引くことができるように整理。

＜契約方式毎の事例と適用の背景＞

事例 No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	
ページ	P117	P125	P139	P147	P157	P165	P171	P181	P181	
契約方式	設計・施工一括発注方式				方式	詳細設計付工事発注方式	与する方式(ロー方式)	維持管理付工事発注方式	複数発注方式	包括発注方式

契約方式

適用の背景

事例 No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
事業・工事の制約条件	●					●	●		
事業・工事の課題						●			
施工困難な場所		●	●						
早期の工事完成	●	●				●	●		
コスト削減		●				●			
既存構造物の損傷						●			
発注者が施工者の技術						●			
設計の細						●			
工事進捗						●			
維持管理							●		
								●	

適用の背景

＜契約方式毎の事例と適用の効果＞

事例 No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	
ページ	P117	P125	P139	P147	P157	P165	P171	P181	P181	
契約方式	設計・施工一括発注方式				方式	詳細設計付工事発注方式	与する方式(ロー方式)	維持管理付工事発注方式	複数発注方式	包括発注方式

契約方式

適用の効果

事例 No.	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
時間	●	●	●		●	●			
コスト		●							
品質	●	●			●				●
発注者の体制						●		●	●
対外調整								●	
工事進捗							●		
							●		
								●	
									●

適用の効果

※上記は、一般的な「施工を単独で発注する方式」以外の事例について、適用の背景を整理したものである。

※上記は、一般的な「施工を単独で発注する方式」以外の事例について、適用の効果を整理したものである。

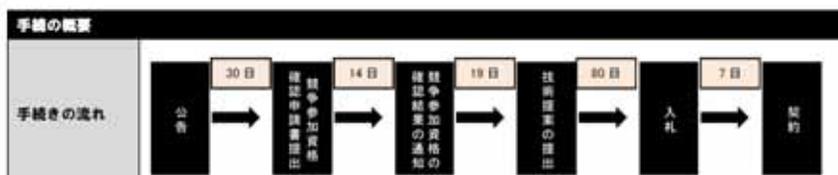
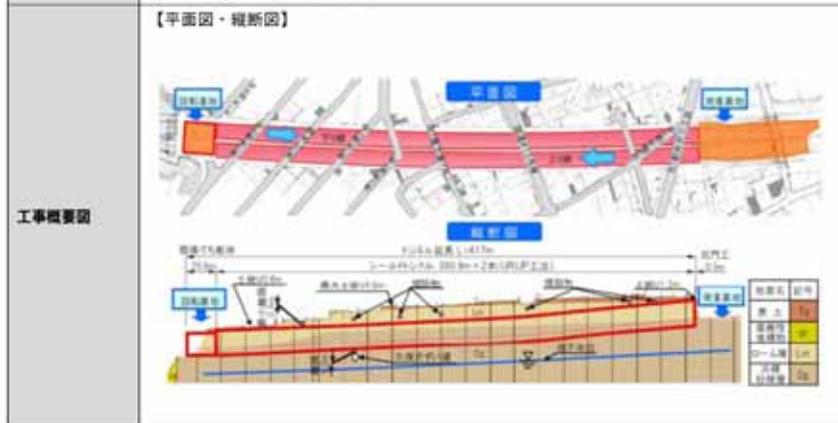
各事例は、それぞれの事例で選択された入札契約方式、工事概要、手続きの概要と当該方式が選択された背景と効果がわかるように、とりまとめており、各事例の入札説明書、特記仕様書の抜粋も掲載。

■設計・施工一括発注方式 【事例 No 1】

入札契約方式	
契約	<input checked="" type="checkbox"/> 設計・施工一括 <input type="checkbox"/> 詳細設計付工事 <input type="checkbox"/> 設計段階から施工者が関与（ECI） <input type="checkbox"/> 維持管理付工事 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> 複数年
競争参加者設定	<input checked="" type="checkbox"/> 一般競争 <input type="checkbox"/> 指名競争 <input type="checkbox"/> 随意契約
落札者選定	<input type="checkbox"/> 価格競争 <input checked="" type="checkbox"/> 総合評価 <input type="checkbox"/> 技術提案・交渉 <input type="checkbox"/> 段階的選定
支払い	<input type="checkbox"/> 総価契約 <input checked="" type="checkbox"/> 総価契約準備金合意 <input type="checkbox"/> コストプラスフィー・オープンブック

調達の内容			
発注機関	国土交通省 関東地方整備局	工期（当初）	平成21年3月～平成24年3月
問合せ・連絡先	Tel 048(600)1332	e-mail	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
工事名	さがみ編貫川民トンネル工事	工事場所	神奈川県 相模原市 城山町城山

調達の概要	
【工事内容】	実施設計 設計延長L= 417m トンネル工L=417m 坑門工1式 工事内容 工事延長L= 417m トンネル工L=417m 坑門工1式
【工事種別】	一般土木工事



落札者の決定方法	以下の項目に対して技術提案を求め、提案に関する技術評価点と入札価格から評価値を算定（評価値＝（技術評価点）／（入札価格））し、評価値の最も高い者を契約の相手方として選定している。 ＜技術提案を求めたテーマ＞ ①現場施工期間の短縮（配点：20点） ②周辺住民の生活環境を考慮した施工計画の実現性（配点：20点） ③支保物件の防護及び現状の交通道路の安全に配慮した施工計画の実現性（配点：10点）
----------	--

適用の背景	
事業・工事の複雑性	■事業・工事の制約条件について、確立された標準的な施工方法では対応できないと考えられる （事業・工事の規模について、従来の確立された施工技術を設計に反映する必要があると考えられる） <input type="checkbox"/> 施工現場に発生するリスクを軽減するために、施工者の技術と設計に反映することが有効と考えられる
施工の制約性	■早期の工事完成や工期の短縮に対応するために、施工者の技術と設計に反映することが有効と考えられる コストを削減するためには、施工者の技術と設計に反映することが有効であると考えられる <input type="checkbox"/> 既存構造物の調査内容・精度に対応するために、施工者の技術と設計に反映することが有効と考えられる <input type="checkbox"/> 周辺住民の生活環境、騒音・振動等を低減しながら設計に反映することが有効と考えられる <input type="checkbox"/> 対策構造物の維持・施工者による特種な製作・施工技術も反映する必要がある
設計者の権限	<input type="checkbox"/> 現場の状況が把握できず、施工現場で設計変更が頻発される
工事価格の確定	<input type="checkbox"/> 設計の精度が低く、発注者の保証及び発注額（高値）が確保できないことが懸念される
発注者の体制	<input type="checkbox"/> 地域において、社会資本の維持管理の担い手不足に対応する必要がある <input type="checkbox"/> 施工現場で初めて経験豊富な技術者が多く、維持管理の修正等が多くなることに対応する必要がある <input type="checkbox"/> 維持管理を担った設計・施工（製造）の連携、引継ぎの不具合発生への迅速な対応を促す必要がある
維持管理上の課題	■事業・工事の制約条件について、確立された標準的な施工方法では対応できないと考えられる 土盛りが小さく、従来の一般的な技術では開削方式によらざるを得ない状況であったが、対象区間には生活道路が複数横断し第一種低層住居専用地域であることから、施工に伴う生活道路の分断、騒音・振動等が大きな懸念事項であった。 適用判断時期においては、標準的な施工方法であるトンネル区間の開削によるボックスカルバート案を想定していた。
上記の具体的内容	■早期の工事完成や工期の短縮に対応するために、施工者の技術と設計に反映することが有効と考えられる 適用判断時期においては、トンネルの完成が事業全体のクリティカルポイントとなっており、工期を極力短縮する必要があった

適用の効果	
時間	■工事の早期完成・工期の短縮 <input type="checkbox"/> 工期を短縮した
コスト	■工事コストの削減 <input type="checkbox"/> 工事コスト以外のコスト削減（ライフサイクルコストの削減等）
品質	■工事目的物の機能・性能向上（耐久性、使用性等） <input type="checkbox"/> 維持管理性の向上（維持管理のし易さ、不具合への迅速な対応等） ■施工に伴う影響の低減（環境、交通、安全等）
発注者の体制	<input type="checkbox"/> 優良企業（人員、設備等）への対応 <input type="checkbox"/> 発注者側の体制向上への寄与 <input type="checkbox"/> 発注業務の負担軽減
対外調整	<input type="checkbox"/> 事業の工期短縮、関係機関との調整の円滑化 <input type="checkbox"/> 地域住民との調整・理解の円滑化
工事調達	<input type="checkbox"/> 標準的な施工方法では実施できない工事への対応 <input type="checkbox"/> 民間のノウハウの活用 <input type="checkbox"/> 発注者側の責任分担の明確化 <input type="checkbox"/> 設計変更の円滑化 <input type="checkbox"/> 設計変更の円滑化 <input type="checkbox"/> 設計変更の円滑化 <input type="checkbox"/> 不発注の確保等の確保 <input type="checkbox"/> 地域における防災・減災、社会資本の維持管理を担う企業の確保 <input type="checkbox"/> 若手女性などの技能者の雇用の促進
上記の具体的内容	■工事の早期完成・工期の短縮 施工者が有する工法と大型複合アーチ断面の採用、セグメントの工夫により、工期短縮を図ることが可能となった。 工期は当初想定していた工期の50%程度となった。 ■工事コストの削減 施工者が有する工法により、シールド機での施工が可能となり、全体的にはコスト削減に繋がった。 大型複合アーチ断面、小土盛り、上下線の近接施工が可能となり、掘削断面が削減され残土処理が減少している。 ■工事目的物の機能・性能向上（耐久性、使用性等） セグメントの耐久性向上が図られている。 ■施工に伴う影響の低減（環境、交通、安全等） ・開削工法ではなく、シールド工法による施工となったため、騒音・振動等の低減、生活道路の分断を防ぐことができた等の周辺環境への影響が低減できた。

- ・入札契約方式の適用に参考となる資料の一覧を記載。
- ・本ガイドラインに関する問い合わせ窓口を、本省及び北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局に設置し、その問い合わせ先を記載。

資料名	日付	所管庁等	URL
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成21年3月 (最終：平成27年1月)	国土交通省	www.mlit.go.jp/common/000165858.pdf
設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)	平成21年3月	国土交通省	www.nilm.go.jp/lab/peg/siryou/hatyusha/db_manual.pdf
国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)	平成21年3月	国土交通省	www.mlit.go.jp/common/001068240.pdf
CM方式活用ガイドライン	平成14年2月	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/kiku/ku/cm/emguide1.htm
総合評価方式使いこなしマニュアルへ公共工事品確法をふまえて	平成18年12月 (最終：平成19年3月)	国土交通省	www.mlit.go.jp/tec/nyuustatu/keiyaku/190402/manual.pdf
地方公共団体向け総合評価実施マニュアル	平成19年3月 (最終：平成20年3月)	国土交通省	www.mlit.go.jp/common/00020197.pdf
国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成25年3月	国土交通省	www.mlit.go.jp/common/000906238.pdf
国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン	平成27年〇月	国土交通省	www.mlit.go.jp/〇〇〇
総務契約単価合意方式の実施について	平成23年9月	国土交通省	—
公共土木設計業務等標準委託契約約款	平成7年5月 (最終：平成23年1月)	国土交通省	www.mlit.go.jp/common/000134440.pdf
公共建築設計業務標準委託契約約款	平成8年2月	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/common/001068065.pdf
公共工事標準請負契約約款	昭和25年2月 (最終：平成22年7月)	中央建設業審議会	www.mlit.go.jp/common/00004788.pdf
工事請負契約書の制定について	平成7年6月 (最終：平成26年5月)	国土交通省	www.mlit.go.jp/common/00093707.pdf
公共土木設計施工標準請負契約約款	平成26年12月	(一社)土木学会	http://committees.jsee.or.jp/cmc/system/files/01_Contract%20clause_3.pdf

関連資料名

入手できる先

窓口

地整	窓口	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
国土交通省	大臣官房 技術調査課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111	—	—
国土交通省 国土技術政策 総合研究所	防災・リテナス 基盤研究センター 建設マテリアル技術研究室	〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地	029-864-4239	029-864-2547	kenmane@nilm.go.jp
北海道開発局	事業振興部 工事管理課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2	011-709-2311	—	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
東北地方整備局	企画部 技術管理課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171	022-211-5318	hinkaku@thr.mlit.go.jp
関東地方整備局	企画部 技術調査課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1332	048-600-1375	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
北陸地方整備局	企画部 技術管理課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8880	025-280-8861	hinkaku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	企画部 技術管理課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8131	052-953-8294	gikanmado@e-br.mlit.go.jp
近畿地方整備局	企画部 技術管理課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141	06-6942-7825	hinkaku@kkrr.mlit.go.jp
中国地方整備局	企画部 技術管理課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231	082-227-5222	hinkaku@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	企画部 技術管理課	〒760-8554 高松市サンポート3-33	087-851-8061	087-811-8412	skr-hinkaku@mlit.go.jp
九州地方整備局	企画部 技術管理課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-476-3546	—	hinkaku@qsr.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	開発建設部 技術管理課 開発建設部 建設行政課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1904 098-866-1908	098-861-9914 098-861-0537	—

改正の趣旨

【背景】 防災・減災や老朽化対策・維持管理などの担い手としての建設業の役割が増大 建設投資の減少や競争の激化等
現場の技能労働者の高齢化、若年入職者の減少 中長期的な担い手不足の懸念の高まり
維持管理・更新に関する工事等の適正な施工の確保の徹底 等

これらを背景に、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念を追加した品確法及び基本方針の改正等を踏まえ、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」(H19.8策定)を見直すもの。

見直しのポイント

改正品確法・基本方針及び新たに策定された運用指針を踏まえ、これまで進めてきた取組を改めて位置づけることも含め、道の公共工事の品質確保に関する基本的な取組の方向性について見直す

本取組方針の位置づけ及び目的 公共工事の品質確保の意義

担い手の中長期的な育成・確保を図ることを追加

品質確保に向けた取組方針

1 発注関係事務の適切な実施

品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の適正な設定やダンピング受注の防止、計画的な発注や適切な設計変更など

発注関係事務の適切な実施に係る道の責務を明確化

2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映

入札契約手続きの各段階において、中長期的な技術的能力確保のために、若年技術者等の育成や災害時の工事実施体制の確保等の状況についての審査・評価に向けた考え方を追加

3 多様な入札契約方式の導入・活用

総合評価落札方式の充実のほか、地域における社会資本の維持管理に資する包括発注方式や段階的選抜方式等多様な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加

4 工事の監督・検査等の充実・強化

現場の施工体制等の適切な確認や受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化など

工事の監督・検査等の充実・強化の方向性を明確化

5 設計・調査における品質確保の推進

発注関係事務の適切な実施に係る取組や総合評価落札方式、プロポーザル方式など業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加

6 担い手の育成・確保の取組

支援プランに基づく各種支援施策、適正な下請契約の締結や社会保険等への加入促進等に関する事項を追加

7 市町村への支援

発注者協議会・地方部会を活用した市町村との情報交換や支援策の充実に関する事項を追加

取組の進め方

本取組方針に基づく取組状況をまとめ、北海道建設業審議会に報告・公表するとともに、同審議会等の意見を踏まえ次年度の取組を検討するなど計画的に進めることを追加

社会情勢等の変化及び法改正の趣旨を踏まえ修正

改正の趣旨

本取組方針の位置づけ及び目的

公共工事の品質確保に関する基本的な取組の方向性を定めるもの
道の発注関係事務の適切な実施、担い手の中長期的な育成・確保及び市町村への支援等により、国及び市町村と相互に連携協力しながら、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図る。

公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

- (1)社会資本を巡る本道の特性
- (2)人口減少社会への対応
- (3)厳しい財政状況
- (4)災害リスクの高まり
- (5)社会インフラの老朽化
- (6)バックアップ機能の発揮
- (7)庁内体制の状況

2 北海道の建設業について

- (1)北海道の建設業を取り巻く現状と課題
- (2)北海道における建設業の役割

公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

2 品質確保に向けた基本的考え

- (1)発注事務の適切な実施
- (2)資格審査などにおける技術力などの適切な反映
- (3)多様な入札契約方式の導入・活用
- (4)工事の監督・検査等の充実強化
- (5)調査・設計における品質確保の推進
- (6)担い手の育成・確保の取組
- (7)市町村への支援

目的

公共工事の品質確保の促進に関する基本的な方針を定めるもの
公共工事の品質確保の促進を図る

公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

- (1)社会資本整備の一層の重点化 - 社会資本整備重点化プラン
- (2)既存施設の有効活用 - ライフサイクルコストの重視
- (3)環境への配慮 - 建設リサイクル

2 北海道の建設業について

- (1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題
- (2) 北海道における建設業の役割

品質確保の意義について

1 品質確保の意義と必要性

2 品質確保に向けた基本的考え

見直し骨子（案）全体構成

赤字：改正部分

見直し骨子（案）

法改正の趣旨及び基本方針の改正内容等を反映

現 行

品質確保に向けた取組方針

-1 発注関係事務における取組

1 発注関係事務の適切な実施

- (1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定
- (2) ダンピング受注の防止
- (3) 計画的発注、適切な施工時期及び設計変更

2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映

- (1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査
- (2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査
- (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
- (4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

3 多様な入札契約方式の導入・活用

- (1) 競争参加者の技術提案を求める方式
- (2) 契約方式の選択
- (3) 競争参加者の設定方法の選択
- (4) 落札者の選定方法の選択
- (5) 支払い方法の選択

4 工事の監督・検査等の充実・強化

- (1) 適切な監督・検査・工事成績評定の実施
- (2) 工事成績評定等に関する資料のデータベース化
- (3) 現場の施工体制等の適切な確認
- (4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等
- (5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

5 調査・設計における品質確保の推進

- (1) 発注関係事務の適切な実施等
- (2) 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用
- (3) 競争参加者の技術的能力の審査
- (4) 委託業務の完了検査・成績評定の実施

品質確保に向けた取組方針

-1 発注関係事務における取組

2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映

3 工事施行成績評定の活用

1 総合評価方式の活用

4 工事の監督・検査の充実強化

6 調査・設計における品質確保の推進

見直し骨子（案）

現 行

-2 その他の取組

6 担い手の育成・確保の取組

- (1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進
- (2) 労働環境等の改善の推進

7 市町村への支援

- (1) 発注者間の連携強化
- (2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

取組の進め方

本取組方針に基づく取組状況をまとめ、北海道建設業審議会に報告・公表するとともに、同審議会等の意見を踏まえ次年度の取組を検討するなど計画的に進める

-2) その他の取組

5 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

7 市町村への支援

取組の進め方

施策の実施状況について適時把握し、実効性の高いものとしていくなど、計画的に進めるよう努める。
また、道は公共工事の品質確保に向け、国や市町村との連携を強化し情報交換に努め、協力して施策を推進していくよう努めることとする。

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

1 発注関係事務の適切な実施

資料5 P5～6 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

(1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の適正な設定

- 現場の実態に即した施工条件の明示など適切な設計図書を作成
- 市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算の実施
- いわゆる歩切りは厳に行わない
- 予定価格に起因する入札不調等の防止を図るため、見積りを活用するなど適正な予定価格の設定

(2) ダンピング受注の防止

- 適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
- 予定価格については事後公表
- 入札金額の内訳書の提出義務化

(3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

- 債務負担行為の活用等により発注・施工時期の平準化
- 各発注者が連携して発注見通しを統合して公表
- 工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定、選択工期制度の活用
- 請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切に変更
- スライド条項適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更
- 「設計図書作成要領（設計変更の手引き）」の充実や関係職員への周知など設計変更事務の円滑化・迅速化

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

資料5 P6～7 参照

2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

- 資格審査では、経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等適切な項目を審査
- **社会保険等未加入業者を元請業者から排除**

(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査等

- 工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工実績や地域要件など適切な競争参加資格の設定
- 地域に根付いた事業協同組合等が競争に参加することができる方式の活用
- 災害発生時の応急復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、建設業者等との災害協定の締結等
- 暴力団員等が支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の排除

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

- **若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保状況**、災害時の工事実施体制の確保等の審査・評価をさらに検討
- 工事等優秀業者表彰制度、現場技術者の表彰制度を充実させるとともに、各段階における審査・評価へ反映

(4) 技術者の審査・評価における学識経験者の意見聴取

- 総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は学識経験者の意見聴取

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

3 多様な入札契約方式の導入・活用

資料5 P7～8 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

入札及び契約の方法の決定に当たっては、公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- 発注する工事の内容に照らし、必要があると認める場合、技術提案を求める。
- 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、簡易型総合評価落札方式を活用
- 高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう更に検討
- 技術提案を求める場合には、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定
- いわゆるオーバースペックは、優位に評価しない
- 技術提案の評価は、落札者の決定に際して、評価の方法・内容を公表

イ 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- 施工実績や配置予定者の資格、災害時の工事実施体制の確保状況等を適切に評価項目に設定
- 必要に応じて、地域の精通度、新規雇用や地域の技能士の活用など地域貢献度を評価項目に設定
- 必要に応じて豊富な実績を有しない若年技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討
- 一括審査方式を検討することや簡易型総合評価落札方式の活用により競争参加者の負担軽減を図る
- 競争参加者が多数と見込まれる場合において、段階的選抜方式を検討し、受発注者双方の負担軽減を図る
- 発注関係事務の一部に公共工事発注者支援機関に認定された機関を活用するなど事務の効率化を図る

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

3 多様な入札契約方式の導入・活用

資料5 P8～10 参照

青字：既に取り組んでいる方式 赤字：今後検討する方式

(2) 契約方式の選択

		調査・設計	概略設計	予備設計	詳細設計	施工	維持管理
施工を単独で発注する方式 別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により施工を単独で発注する方式	調査・計画/設計者						
	施工者						
設計・施工一括発注方式 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式	調査・計画/設計者						
	施工者						
詳細設計付工事発注方式 構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式	調査・計画/設計者						
	施工者						
設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式） 設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（設計業務は設計者と別途契約）	調査・計画/設計者						
	施工者		 施工性を考慮した工法提案等の技術協力を実施				
維持管理付工事発注方式 施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式	調査・計画/設計者						
	施工者						

【工事の発注単位に応じた契約方式】

包括発注方式 ▶ 既存施設の維持管理において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する契約方式

複数年契約方式 ▶ 継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する契約方式

【発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式】

CM方式 ▶ 対象事業の工事監督業務等の発注関係事務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式

事業促進PPP方式 ▶ 事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

3 多様な入札契約方式の導入・活用

資料5 P10～11 参照

青字：既に取り組んでいる方式 赤字：今後検討する方式

（3）競争参加者の設定方法の選択

一般競争入札

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。

随意契約

競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式である。

（4）落札者の選定方法の選択

価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。

総合評価落札方式

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

（5）支払い方式の選択

総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。

単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約。工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定。

総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

4 工事の監督・検査等の充実強化

資料5 P11～12 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

(1) 適切な監督・検査・工事成績評価の実施

- 公共工事の品質が確保されるよう監督・検査を適切に実施
- 工事成績評価を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施
- 評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、工事成績評価項目及び評価方法の標準化
- 技術検査の結果を工事成績評価に反映
- 工事成績評価の透明化・公正化を図るため、監督員、検査員を対象とした各種研修を実施

(2) 工事成績評価等に関する資料のデータベース化

- 技術的能力の審査に活用できるよう、発注者間でのデータの共有化

(3) 現場の施工体制等の適切な確認

- 一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携

(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等

- 設計思想の伝達及び情報共有を図るため、三者検討会を活用
- 受注者からの協議等については、速やかかつ適切な回答

(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

- 国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら検討

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

5 調査・設計における品質確保の推進

資料5 P12～13 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

(1) 発注関係事務の適切な実施等

ア 適正な予定価格の設定等

- 最新の技術者単価や適正な歩掛を適用、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定
- 必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成、設計条件等について受発注者間で確認
- 適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更
- 適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施

イ ダンピング受注の防止

- 適切に最低制限価格を設定、**総合評価落札方式の導入に当たっては、低入札価格調査基準を設定**

ウ その他調査及び設計業務の品質確保

- 調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表
- 発注・業務実施時期の平準化**

(2) 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用

- 業務の性格、地域の実情等に応じた適切な入札契約方式の選択又は組み合わせ
- 総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討**

(3) 競争参加者の技術的能力の審査

- 保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけ
- 競争参加者の業務実績、業務成績、担当技術者の能力等を適切に審査

(4) 委託業務の完了検査・成績評定の実施

- 業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を実施
- 成績評定・要領等の標準化、データベースの整備、**共有化**

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

6 担い手の育成・確保の取組

資料5 P13～14 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

「建設産業支援プラン2013」に基づき、各種支援施策を推進

(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

- 担い手の中長期的な育成・確保のため、中小企業診断士などによる指導・助言、技術力の強化に向けた支援
- 道民に対して建設業の役割や重要性の発信、イメージアップに取り組むとともに、**職業訓練**等を推進

(2) 労働環境等の改善の推進

- 元請下請間の関係の適正化のための指導
- 適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導
- 下請業者も含めて社会保険等未加入業者の排除**
- 前金払制度の適切な運用、中間前払・出来型部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「品質確保に向けた取組方針」の見直し概要

7 市町村への支援

資料5 P14 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

(1) 発注者間の連携強化

- 14の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置
- 発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進

(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

- 市町村より要請があった場合には、可能な限り、その要請に応じて支援
- 講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の受入
- 検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の臨場を受入
- 各市町村へ、積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供
- 積算システム等の各発注者間における標準化・共有化
- 公共工事発注者支援機関に認定された機関の活用促進

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

「取組の進め方」の見直し概要

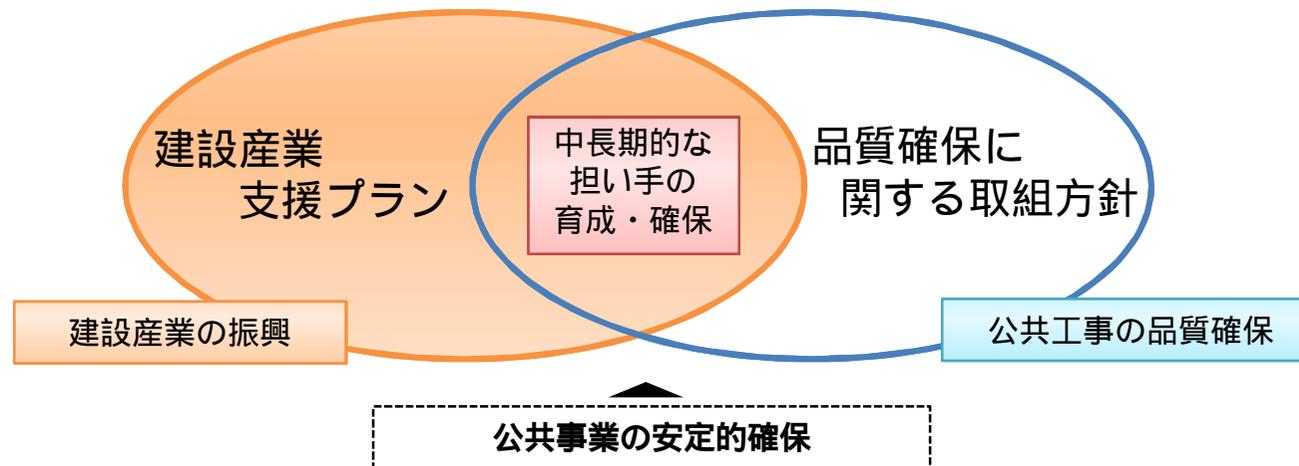
資料5 P15 参照

黒字：引き続き実施する取組 赤字：新たな取組の方向性

- 道の中長期的な取組方針としての位置づけるとともに、国における取組動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。
- また、毎年度、本取組方針に基づく、各種施策の状況を取りまとめて、「北海道建設業審議会」に報告し、公表するとともに、同審議会における学識経験者及び受注者、他の発注機関の意見を踏まえ、次年度の具体的な取組を検討するなど、より実行性の高い取組の推進に向け計画的に進める。

取組イメージ

- 持続可能で活力ある地域づくりを支える社会資本の役割を将来にわたって発揮していくために、「支援プラン」及び「取組方針」を車の両輪として推進



「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」見直し骨子（案）

改正の趣旨

平成 17 年 4 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の施行、同年 8 月の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針」（以下、「基本方針」という。）の閣議決定を受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 19 年 8 月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところである。

その後の社会経済情勢の変化に伴い、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大する一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきた。さらに、こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されるとともに、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に品確法が改正され、これに伴い同年 9 月には改正基本方針が閣議決定された。さらに、同法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が策定された。

こうした状況変化等を踏まえ、道の公共工事の品質確保の取組をより一層進めていくため、取組方針を見直すものである。

本取組方針の位置づけ及び目的

本取組方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法第 18 号）（以下、「品確法」という。）及び同法第 9 条に規定する公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、道の公共工事の品質確保に関する基本的な取組の方向性を定めるものである。

本取組方針は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる道民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力しながら、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備について

全国を上回る人口減少の進行や高齢化をはじめ、経済のグローバル化の進展、厳しい財政状況、気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、本道の社会資本整備を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。

(1) 社会資本を巡る本道の特性

ア 広大な面積

- ・北海道の面積は国土の20%を占めている。
- ・広大な地域に都市が散在する広域分散型社会が形成されている。

イ 厳しい気象条件等

- ・積雪寒冷地で夏と冬の温度差が大きく、道内全域が豪雪地帯になっている。

(2) 人口減少社会への対応

- ・2040年の本道の人口は419万人と急減すると推計されている。
- ・全国を上回るスピードで高齢化が進行すると見込まれている。

(3) 厳しい財政状況

- ・平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定以降、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを進めている。

(4) 災害リスクの高まり

- ・大規模な災害やこれまでにない異常気象も発生するなど、災害リスクが高まっている。

(5) 社会インフラの老朽化

- ・高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化する懸念がある。

(6) バックアップ機能の発揮

- ・国のバックアップ拠点として国家的リスクの最小化に貢献していくことが期待されている。

(7) 庁内体制の状況

- ・技術職員の数は20年前(平成7年度)の73%まで減少している。

2 北海道の建設業について

(1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題

- ・道内の建設投資額は、近年数年間は増加しているものの、ピーク時(H5)の6割まで減少している。
- ・道内の建設業就業者数は、近年数年間は増加又は横ばいだが、ピーク時(H7~9)の約66%まで減少している。

- ・建設業就業者の年齢構成は、50歳以上が約50%を占めるなど高齢化が進んでいる。

(2) 北海道における建設業の役割

ア 社会資本の維持

- ・地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理など、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。

イ 災害時における対応

- ・災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧に当たる役割を果たしている。

ウ 雇用や地域の活性化

- ・北海道の建設業は、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしている。

公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、地域の建設業者の疲弊、下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場技能労働者等の賃金の低下など就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少及び建設生産を支える技術・技能の承継が困難といった深刻な問題が発生している。

また、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある予定価格の作成等を適切に実施することが困難な発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が高まっている。

さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組をより一層、進めていく必要がある。

2 品質確保に向けた基本的考え

(1) 発注事務の適切な実施

- ・公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保に必要となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定めることが不可欠である。
- ・工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすくなるダンピング受注は、防止することが必要である。
- ・受注者側の効率的な施工体制を確保するとともに、厳しい工程管理を強いることのない適切な工期設定、適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続きの取組が必要である。

- (2) 資格審査などにおける技術力などの適切な反映
- ・事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、地域の実情等に応じ、中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実を図ることが必要である。
- (3) 多様な入札契約方式の導入・活用
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。
 - ・事業の目的や工事の性格等に応じ、落札者の決定においては価格に加え、品質の向上に係る技術提案などの優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図ることが必要である。
 - ・多様な入札及び契約の方法の選択に当たっては、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮が必要である。
- (4) 工事の監督・検査等の充実強化
- ・受注者との協議等の迅速化、情報共有の充実を図るとともに、適切な監督、検査、工事成績評定の実施について、充実強化を図ることが必要である。
- (5) 調査・設計における品質確保の推進
- ・業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要である。
 - ・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求めるなど、調査・設計における品質を確保することも必要である。
- (6) 担い手の育成・確保の取組
- ・建設現場の効率化や不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営戦略や競争力強化に向けた支援を通じた技術と経営に優れた企業づくりを推進することが必要である。
 - ・企業における労働環境等の改善の促進を図るとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要である。
- (7) 市町村への支援
- ・国と連携しながら、発注者間の連携体制を充実するとともに、執行体制が十分でない市町村に対し様々な支援を推進することにより、市町村における公共工事の品質確保に向けた取組の促進を図ることが必要である。

品質確保に向けた取組方針

公共工事の品質確保に当たっては、建設業者の能力が適切に評価され、その評価結果が、入札及び契約の過程に適切に反映される必要がある。

そのためには、品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な競争参加資格の設定、適正な予定価格の設定、入札及び契約の方法の選択、工事の監督・検査等の充実・強化その他の発注関係事務を適切に実施するため、道が取組む方向性を以下に示す。

その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト縮減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要である点に留意することとする。

-1 発注関係事務における取組

1 発注関係事務の適切な実施

(1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定

- ・工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を総合的にチェックする「トータルマネジメントシステム」などを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。
- ・予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を公共工事を施工する者が確保することができるよう市場における労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映することに加え、積算基準の見直しへの即応した積算を実施する。
- ・積算に用いる価格が実際の取引価格との乖離を防止するため、適宜見積りを徴収し、適切に価格を設定する。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは厳に行わない。
- ・予定価格に起因する入札不調・不落の防止を図るため、見積りを活用するなど適正な予定価格の設定を行う。

(2) ダumping受注の防止

- ・ダumping受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。
- ・予定価格については、原則として事後公表とする。
- ・入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出義務化を行う。

(3) 計画的発注、適切な施工時期及び設計変更

- ・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画等を考慮した工区割や発注ロットを適切に設定する。
- ・債務負担行為の活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、受注者側が計画的に施工体制を

確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する。

- ・さらに、工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化を図る。また、発注者が定めた完成期限までの間に、受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う選択工期制度を活用し、技術者、労務者及び機材等の平準化を図る。
- ・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。
- ・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。
- ・「設計図書作成要領（設計変更の手引き）」の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手続きの迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。

2 資格審査などにおける技術力などの適切な反映

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

- ・資格審査では、競争参加希望者の経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等、適切な項目を審査項目とするが、競争性の低下につながらないよう留意しながら、必要に応じて、審査項目の見直しを実施する。
- ・社会保険等未加入業者を元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査等

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施行実績や地域要件など適切な競争参加資格の設定を行う。
- ・災害対応策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業においては、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用する。
- ・災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずる。
- ・暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

- ・地域の実情等を踏まえ、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、入札契約手続きの各段階において審査・評価することを、さらに検討する。
- ・施工技術の一層の向上や品質の確保を目的とした工事等優秀業者表彰制度及び個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を高めることを目的とした現場技術者の表彰制度を充実する

とともに、各段階における審査・評価へ反映する。

(4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

・総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は学識経験者の意見聴取を行う。

3 多様な入札契約方式の導入・活用

入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施する。

なお、多様な入札及び契約方式の導入に当たっては、国の動向等を踏まえながら検討するものとし、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずる。

また、庁内関係部局が参加する「建設業経営効率化庁内連携会議」において、多様な入札契約方式の導入・活用等について、相互に連携しながら、さらに検討を進める。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- ・競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要があると認める場合は、技術提案を求める。
- ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮し、簡易型総合評価落札方式を活用する。
- ・競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう国の動向等を踏まえ、さらに検討を進める。
- ・競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。
- ・過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないこととする。
- ・技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。
- ・技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いには留意する。
- ・落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

イ 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- ・総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者の工事施行成績や配置予定技術者の資格、災害時の工事実施体制の確保の状況などを適切に評価項目に設定する。
- ・必要に応じて近隣地域での施工実績、雇用環境への取組や技能労働者の技能等の活用などの地域貢献度を評価項目に設定する。

- ・必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討する。
- ・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一の場合の一括審査方式の活用を検討することや、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する簡易型総合評価落札方式を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減を図る。
- ・また、競争参加が多数と見込まれる場合において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する段階的選抜方式について検討し、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図る。
- ・発注関係事務の一部に公共工事発注者支援機関に認定された機関を活用するなど、事務の効率化を図る。

(2) 契約方式の選択

契約方式の選択に当たっては、仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要がある等、工事の性格等に応じて以下の中から選択する。

ア 施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式である。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約の条件として提示して発注することとなる。

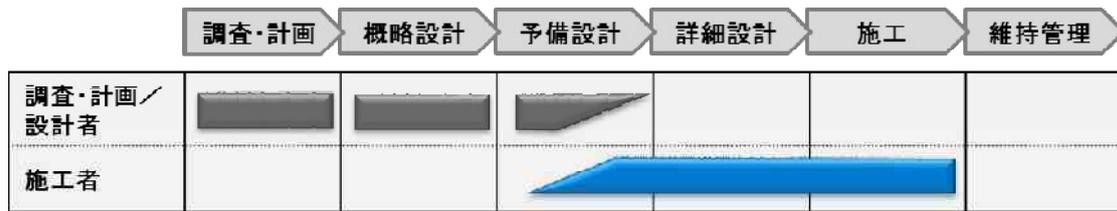
この方式を適用する事業プロセスとしては、調査・計画から詳細設計までが全て完了した段階での適用となる。



イ 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



ウ 詳細設計付工事発注方式

建造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での与条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、建造物の製作・施工を行うための設計を行う段階（下図の例では詳細設計段階）となる。

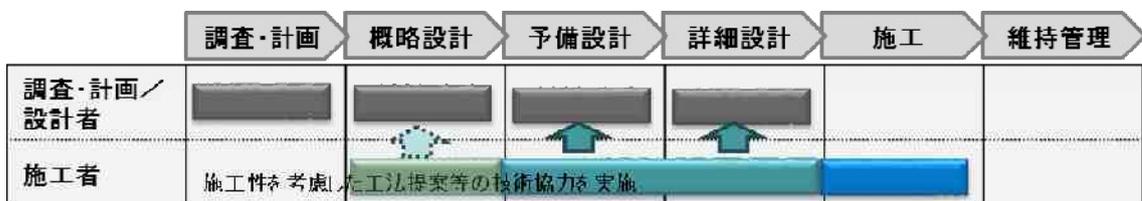


エ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

この方式では発注者が別途契約している設計業務への技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、明確となった仕様で技術協力業務を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の発注を行う。この方式を適用する事業プロセスは種々の設計段階が考えられ、事業・工事の初期段階から施工者の関与をもとめたい場合には概略設計段階から施工者の関与を求めることも考えられる。



オ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式である。

この方式では、工事目的物は目的物が完成した段階で発注者が引渡を受け、引渡を受けた工事目的物に対する維持管理業務の継続的な実施を求めることとなる。

発注に際しては工事目的物に関する仕様だけでなく、維持管理に係わる仕様（点検頻度等）についても提示して発注することとなる。



カ 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式である。この方式では、例えば、河川管理施設、道路管理施設の構造物補修等のような維持に係る工事と巡回、除草等の業務を一括して発注することが考えられるものを一つの契約によって発注する。

キ 複数年契約方式

既存施設の維持管理等において、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

ク CM方式

対象事業の工事監督業務等の発注関係事務の実施において、その一部又は全部を民間に委託する方式である。

ケ 事業促進PPP方式

事業計画段階も含めた発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式である。

(3) 競争参加者の設定方法の選択

競争参加者の設定方法の選択に当たっては原則として、「一般競争入札」とし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、1千万円未満で一般競争入札に付する必要がないと認められる場合、競争参加者が少数など一般競争入札が不利な場合においては、「指名競争入札」、緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合や他の者では技術的な対応ができないため競争を許さない場合等においては、「随意契約」を選択できるものとする。

ア 一般競争入札

資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

イ 指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。

ウ 随意契約

緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特

定の者を選定して、その者と契約する方式である。

(4) 落札者の選定方法の選択

落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、「価格競争方式」、「総合評価落札方式」から選択する。

ア 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。

イ 総合評価落札方式

技術提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式である。

(5) 支払い方法の選択

支払い方式の選択に当たっては、工事の進捗に応じた支払い、設計変更の煩雑さ、工事費の確保の必要性等に応じて、「総価請負契約方式」、「単価・数量精算契約方式」等から選択する。
なお、総価契約単価合意方式については、国の動向等を踏まえて検討する。

ア 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。

イ 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定する方式である。

ウ 総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。

4 工事の監督・検査等の充実・強化

(1) 適切な監督・検査・工事成績評定の実施

- ・工事期間中においては、その品質が確保されるよう監督を適切に実施する。
- ・公共工事の品質が確保されるよう、給付の完了の確認を行う検査及び技術検査を適切に実施する。
- ・工事成績評定を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施する。
また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評定項目及び評価方法の標準化を推進

する。

- ・要領及び技術基準は、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- ・技術検査については、施工について改善を要すると認められた事項等を書面により受注者に通知する。
- ・技術検査の結果を工事成績評定に反映する。

- ・低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。
- ・工事成績評定の透明化・公正化を図るため、定期的に監督員、検査員を対象に評定技術を一層向上させるための各種研修を実施する。

(2) 工事成績評定等に関する資料のデータベース化

- ・各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を推進する。

(3) 現場の施工体制等の適切な確認

- ・現場の施工体制は、要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等

- ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。
- ・受注者からの協議等については、速やかかつ適切な回答に努める。

(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価については、国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら、検討を行う。

5 調査・設計における品質確保の推進

(1) 発注関係事務の適切な実施等

ア 適正な予定価格の設定等

- ・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定を行う。
- ・必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認めるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。

- ・業務遂行中においては、受発注者間での業務工程の共有や速やかかつ適切な回答の推進等に努めるとともに、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。
- ・適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施する。

イ ダumping受注の防止

- ・ダumping受注を防止するため、適切に最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。
- ・総合評価落札方式の導入に当たっては、併せて適切に低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる。

ウ その他調査及び設計業務の品質確保

- ・地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表する。
- ・年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期の平準化を図る。

(2) 業務の性格等に応じた適切な入札及び契約の方式の導入・活用

- ・公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討する。

(3) 競争参加者の技術的能力の審査

- ・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけるなどの業務の品質確保に向けた施策を進める。
- ・競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査する。

(4) 委託業務の完了確認検査・成績評定の実施

- ・給付の完了の確認を行うための検査業務を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行う。また、業務の完了後には、成績評定結果を速やかに通知するものとする。
- ・成績評定に当たっては、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関する成績評定・要領等の標準化を推進する。
- ・成績評定結果については、業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

6 担い手の育成・確保の取組

企業における担い手の中長期的な育成・確保が可能となるよう、「建設産業支援プラン 2013」に基づき、各種支援対策を推進する。

(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

- ・担い手の中長期的な育成・確保のためには、経営力の向上が必要であることから、中小企業診断士などによる経営戦略や経営課題に対する指導・助言を行うほか、技術力の強化に向けた支援に取り組む。
- ・企業における担い手の育成・確保を促進するため、関係機関等と連携し、広く道民に対して建設業の役割や重要性の発信、イメージアップに取り組むとともに、職業訓練等を推進する。

(2) 労働環境等の改善の推進

- ・元請下請間の請負契約が対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結されるなど元請下請間の関係の適正化のための指導を行う。
- ・賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善及び技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導を行う。
- ・元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止するなど、下請業者も含めてその排除を図る。
- ・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、前金払制度の適切な運用、中間前払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。
- ・中間前金払制度の運用に当たっては、発注者側からその利用を促すこと及び手続きの簡素化、迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備を図る。

7 市町村への支援

(1) 発注者間の連携強化

- ・発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、14の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。
- ・発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進する。

(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の受け入れを行うとともに、検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の臨場を受け入れるものとする。
- ・市町村より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行うとともに、市町村からの技術的な相談に対し即応していくものとする。

- ・各市町村へ積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行う。
- ・最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。
- ・公共工事発注者支援機関に認定された機関の活用促進など、市町村の発注関係事務の執行体制の支援を実施する。

取組の進め方

- ・道の中長期的な取組方針としての位置づけるとともに、国の取組み動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・また、毎年度、本取組方針に基づく各種施策の状況を取りまとめて、北海道建設業審議会条例に基づく知事の附属機関である「北海道建設業審議会」に報告し、公表するとともに、同審議会における学識経験者及び受注者、他の発注機関の意見を踏まえ、次年度の具体的な取組を検討するなど、より実効性の高い取組の推進に向け計画的に進める。